

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2019年10月17日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	1号機	タービン建屋3階階段室において、屋上扉下部から雨水の浸入が認められたため、当該扉下部を点検・修理。 なお、近傍には電気品等の設備はなく、扉の機能に影響なし。	対象外	10月13日
2	2号機	原子炉建屋付属棟1階非常用ディーゼル発電設備(B)燃料貯蔵タンク前通路において、照明器具の雨水による被水が認められたため、当該照明器具を点検・修理。 なお、当該照明器具については短絡防止済み。	GⅢ	10月13日
3	3号機	タービン建屋2階タービン建屋給気ファン(B)室前において、天井から雨水の浸入が認められたため、当該天井部を点検・修理。 なお、近傍には電気品等の設備はない。	GⅢ	10月13日
4	3号機	タービン建屋3階タービン建屋排気エアフィルター(B)室前において、天井から雨水の浸入が認められたため、当該天井部を点検・修理。 なお、近傍には電気品等の設備はない。	GⅢ	10月13日
5	3号機	タービン建屋3階タービン建屋排気エアフィルター(A)室前通路南西において、天井から雨水の浸入が認められたため、当該天井部を点検・修理。 なお、近傍には電気品等の設備はない。	GⅢ	10月13日
6	3号機	タービン建屋(屋外)雨水用排水配管エルボ部(曲管部)において、破損が認められたため、当該配管エルボ部を修理。 なお、雨水の排水機能に影響なし。	対象外	10月13日
7	4号機	コントロール建屋3階中央制御室冷凍機(A)入口配管において、天井貫通部から雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、周辺機器への被水なし。	GⅢ	10月13日